

埼玉県におけるイベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

分類	内容
<p>プロスポーツイベント等 (全国的移動を伴うもの)</p>	<p>◆参加人数、収容率は、国の目安を上限</p> <ul style="list-style-type: none">参加人数の段階的な引き上げ参加人数、感染防止対策の宣言を要請開催結果を検証し、改善点などを発表国及び県の接触確認アプリを必ず導入
<p>その他のイベント</p>	<p>◆国が示す目安に準じる</p> <p>◆大規模イベントでは、 国及び県の接触確認アプリを必ず導入</p>

※すべて9月1日から9月30日まで

県民・事業者の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆ **発熱**の症状があるなど**体調の悪い人の外出自粛**

(医療機関への受診等を除く)

◆ **夜の繁華街**に限らず、**感染症対策**が十分にとられていない**施設の利用回避**

◆ 国及び県の**接触確認アプリ**の**活用・導入促進**

◆ 彩の国「**新しい生活様式**」**安心宣言**及び業界のガイドラインを活用し、**感染症対策を徹底**

◆ **テレワーク、時差出勤**のさらなる**推進**

◆ キャバクラ店やホストクラブなど**接待**を伴う**飲食店**のうち、業界ガイドラインに従った**感染症対策**が徹底されていない**施設の使用停止**

都内への外出についてのお願い

◆ 高齢者や基礎疾患のある方の都内への不要不急の外出自粛

◆ 都内への観光は自粛、旅行や観光は近場や県内へ

◆ 都内での夜の繁華街への外出の自粛

◆ 都内での大人数での会食、飲み会の自粛